

令和 6 年第 1 回 船橋市国民健康保険運営協議会

令和 6 年 2 月
国保年金課
健康づくり課



船橋市国保年金課

目次

議題 1	船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について	
1.	保険料率の改定について（諮問事項）	別冊
2.	保険料の賦課限度額と軽減判定所得の見直し（協議事項）	1
3.	退職者医療制度の経過措置の廃止について（協議事項）	3
議題 2	令和 5 年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算案（歳入）について（協議事項）	4
議題 3	令和 6 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について（協議事項）	
1.	世帯数と被保険者数の状況	6
2.	保険給付費の状況	7
3.	保険料（現年分）の状況	8
4.	保健事業費の状況	9
5.	総括表（歳入）	11
6.	総括表（歳出）	13
議題 4	第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第 4 期特定健康診査等実施計画について（協議事項）	別冊



議題 1 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

1. 保険料率の改定について **諮詢事項** (船橋市国民健康保険条例第14条、第16条の2の4、第16条の5)

詳細は別冊資料参照

2. 保険料の賦課限度額と軽減判定所得の見直し

【改正趣旨】

令和6年度税制改正大綱が閣議決定されたことに伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が1月下旬に公布予定となっています。これを受け、国民健康保険料の賦課限度額と軽減判定所得について本市でも所要の改正を行います。

※「国保のてびき」21、26ページ参照

【改正内容】

①保険料賦課限度額の引き上げ（船橋市国民健康保険条例第16条の2の8及び第20条第2項）

保険料にはその上限である「賦課限度額」が設けられています。中間所得層の負担緩和と保険料負担の公平性の確保を図る目的として、賦課限度額が以下のように変わります。

賦課限度額	(改正前)	(改正後)	
基礎賦課分（医療分）	65万円	⇒ 65万円	変更なし
後期高齢者支援金等賦課分	22万円	⇒ 24万円	2万円引き上げ
介護納付金賦課分	17万円	⇒ 17万円	変更なし
合 計	104万円	⇒ 106万円	2万円引き上げ



議題 1 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

②低所得者に対する保険料 5 割軽減・ 2 割軽減の軽減判定所得の見直し（船橋市国民健康保険条例第 20 条第 1 項）

世帯の所得が一定基準以下の場合に、基準額に応じて保険料均等割額の 7 割・ 5 割・ 2 割が軽減されます。今回は、そのうち 5 割と 2 割に軽減の基準となる軽減判定所得額の計算方法が以下のように変わります。

«軽減判定所得額»

5 割軽減

(改正前) 基礎控除額 (43 万円) + 29 万円 × (被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(改正後) 基礎控除額 (43 万円) + **29 万 5 千円** × (被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

2 割軽減

(改正前) 基礎控除額 (43 万円) + 53 万 5 千円 × (被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(改正後) 基礎控除額 (43 万円) + **54 万 5 千円** × (被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

【施行期日】

令和 6 年 4 月 1 日



議題 1 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

3. 退職者医療制度の経過措置の廃止について

【改正趣旨】

国民健康保険法が一部改正され、退職者医療制度の経過措置が廃止となったことに伴い、本市の国民健康保険条例も改正を行います。

※退職者医療制度は、医療費の高い高齢退職者に係る保険者間の財政調整の仕組みとして昭和59年に創設され、平成20年度に前期高齢者医療制度が創設されたことに伴い廃止された。ただし、「団塊の世代」退職者の急増による国民健康保険財政への影響を勘案し、平成26年度までに新たに適用された者が65歳に達するまでの間、経過措置が設けられた。

現在、対象者の激減に伴い保険者間の財政調整効果がほぼ無くなっている一方、保険者等の事務コストが継続しているため、業務のスリム化、事務コストの削減を図る必要があることから、前倒しして制度が廃止されることになりました。

【改正内容】

退職者医療制度の経過措置の廃止

(船橋市国民健康保険条例第15条、第15条の2、第15条の3、第16条の2の5、第16条の2の6、第16条の2の7、その他準用している箇所の改正)

【施行期日】

令和6年4月1日



船橋市国保年金課

議題2 令和5年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算案（歳入）について

1. 国民健康保険料（5億1,000万円の減額）

国民健康保険事業は、保険料収入、県からの交付金及び一般会計からの繰入金等を主要な財源としています。11月までの調定額・収納額から保険料収入を推計したところ、被保険者数の減少などから、当初の見込みよりも大幅な減少が見込まれることから減額補正を行います。

※平均被保険者数は、当初想定より6,379人少ない105,921人まで減少する見込みです。

2. 保険基盤安定繰入金（1,000万円の増額）

保険基盤安定制度とは、低所得者の保険料軽減が多いことで本来必要な保険料収入を確保できない保険者に対し、国・県・市が支援することで、国民健康保険の財政基盤の安定確保を図る制度です。

軽減対象者が当初見込みよりも増加したため、増額補正を行います。

3. その他一般会計繰入金（3億1,000万円の増額）

その他一般会計繰入金は、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、国民健康保険制度で必要となる収入の一部を市の一般会計から支援するものです。各補正による歳入の不足分を補う必要があることから、その他一般会計繰入金の増額補正を行います。

4. 財政調整基金繰入金（1億9,000万円の増額）

保険料収入の不足分を令和4年度決算時に積み立てた財政調整基金を取り崩して補填します。



議題2 令和5年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算案（歳入）について

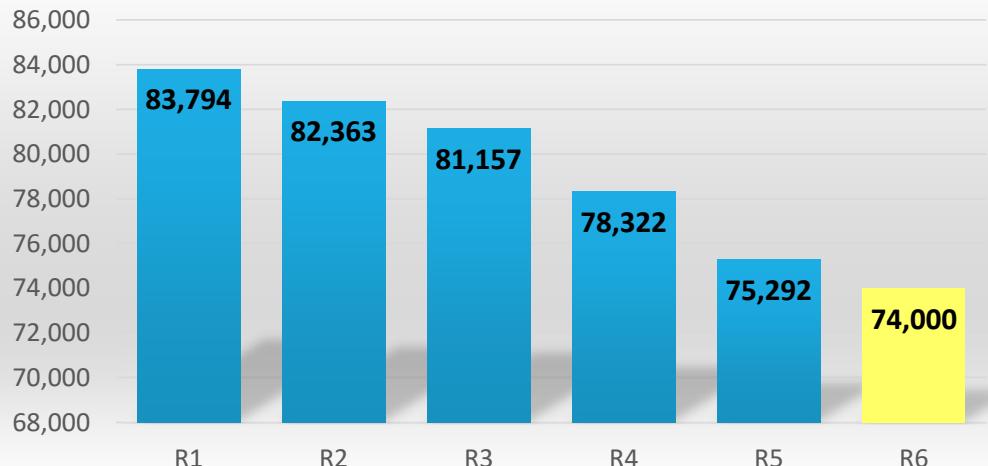
区分	概要	当初予算額	補正額	補正後予算額	構成比
国民健康保険料		10,825,000,000	▲ 510,000,000	10,315,000,000	19.8
国庫支出金	デジタル基盤改革（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）等に対する補助金	19,700,000	0	19,700,000	0.1
県支出金	国民健康保険の保険給付にかかる費用や市の国保の運営状況の評価等に応じて交付される	35,401,000,000	0	35,401,000,000	68.2
財産収入	国民健康保険財政調整基金の運用収入	100,000	0	100,000	0.0
繰入金		5,513,800,000	510,000,000	6,023,800,000	11.6
一般会計繰入金	一般会計からの繰入金	5,372,800,000	320,000,000	5,692,800,000	11.0
保険基盤安定繰入金	低所得者の保険料軽減のための繰入金	2,075,501,000	10,000,000	2,085,501,000	4.0
(保険料軽減分)	軽減世帯の被保険者数に応じた繰入金（県：市=3：1）	1,231,928,000	10,000,000	1,241,928,000	2.4
(保険者支援分)	軽減後の保険料と平均的な保険料との差（軽減相当額）に対して支援される繰入金（国：県：市=2：1：1）	843,573,000	0	843,573,000	1.6
未就学児均等割保険料繰入金	未就学児に係る均等割保険料の軽減額に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	28,586,000	0	28,586,000	0.1
職員給与費等繰入金	総務費（人件費等）に対する繰入金	848,661,000	0	848,661,000	1.6
産前産後保険料繰入金	産前産後に伴う保険料の軽減に対する繰入金（国：県：市=2：1：1）	0	0	0	0.0
出産育児一時金繰入金	出産育児一時金支給額に対する繰入金（2／3）	100,000,000	0	100,000,000	0.2
国保財政安定化支援事業	低所得者・病床・高齢者が多い場合に許される繰入金	72,052,000	0	72,052,000	0.1
その他一般会計繰入金	単年度収支の赤字に対する繰入金	2,248,000,000	310,000,000	2,558,000,000	4.9
財政調整基金繰入金	国民健康保険財政調整基金からの繰入金	141,000,000	190,000,000	331,000,000	0.7
繰越金	前年度からの繰越金	100,000	0	100,000	0.0
諸収入	延滞金、第三者行為に係る納付金、不当利得返還金等	154,300,000	0	154,300,000	0.3
歳入合計		51,914,000,000	0	51,914,000,000	100.0



議題3 令和6年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

1. 世帯数と被保険者数の状況

平均世帯数の推移



平均被保険者数の推移



※令和4年度までは決算、令和5年度は決算見込数。

市の人口は緩やかに増加しているが、国保は世帯数、被保険者数がともに減少傾向にあります。

【主な理由】

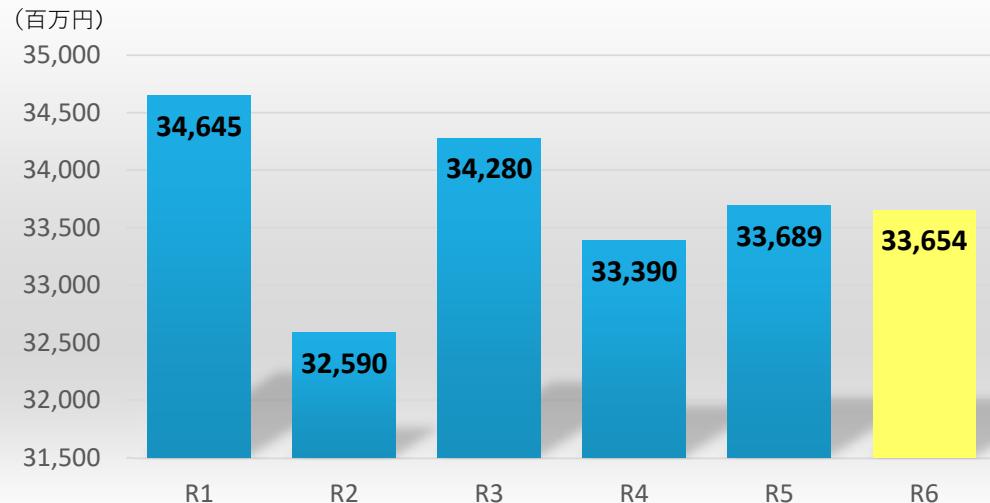
- ・加入者数の多い高齢者層が後期高齢者医療制度(75歳以上)へ移行。



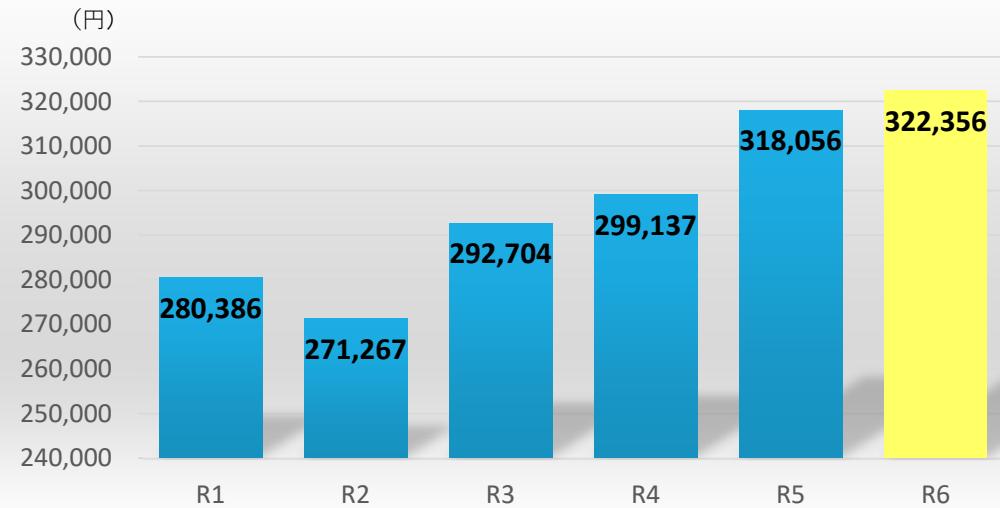
議題3 令和6年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

2. 保険給付費の状況

保険給付費（療養給付費・療養費・高額療養費）



1人当たりの保険給付費



※令和4年度までは決算額、令和5年度は決算見込額、令和6年度は当初予算額。

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による受診控えにより大きく減少しておりますが、
それ以外では、被保険者数の減少とともに、保険給付費全体は減少傾向が続いていると見込んでいます。

※1人当たり保険給付費は、被保険者の高齢化や医療の高度化等の影響で今後も増加傾向が続いていると見込んでいます。



議題3 令和6年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

3. 保険料（現年分）の状況



※令和4年度までは決算額（還付未済除く）、令和5年度は決算見込額、令和6年度は当初予算額。

※保険料収納率は伸びているものの、被保険者の減少に伴い、長期的には調定額・収入額とも減少傾向にあります。



議題3 令和6年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

4. 保健事業費の状況

令和6年度予算額 4億5,097万円
令和5年度決算見込額 4億4,284万円
決算見込との比較 813万円（1.8%増）

（1）市町村国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健康診査受診率	50%	52%	54%	56%	58%	60%	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%	35%	40%	45%	50%	55%	60%
計画期間	特定健康診査等実施計画 第3期						特定健康診査等実施計画 第4期					

※R5及びR11の目標値は厚生労働省が定めており、左記以外の年度は船橋市独自で設定



議題3 令和6年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

4. 保健事業費の状況

(2) 船橋市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施状況 (法定報告数値)

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	実施者数	実施率
H30年度	83,758人	39,443人	47.1%	4,337人	1,334人	30.8%
R元年度	80,672人	38,700人	48.0%	4,240人	1,415人	33.4%
R2年度	79,571人	33,287人	41.8%	3,650人	732人	20.1%
R3年度	77,190人	32,403人	42.0%	3,439人	969人	28.2%
R4年度	72,336人	30,328人	41.9%	3,216人	970人	30.2%

【法定報告における船橋市の順位】

	特定健康診査		特定保健指導	
	中核市	千葉県内市	中核市	千葉県内市
R3年度	12位／62	8位／37	17位／62	12位／37
R4年度	13位／62	11位／37	15位／62	11位／37



議題3 令和6年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

5. 総括表（歳入）その1

単位:千円 %

区分	概要				令和5年度 当初予算額	構成比	令和6年度 当初予算額	構成比	前年度比
国民健康保険料					10,825,000	20.9	10,687,000	20.9	▲ 138,000
一般分国民健康保険料		所得割	均等割	限度額	10,824,840	20.9	10,686,870	20.9	▲ 137,970
基礎賦課分（医療分）現年賦課分 (0～74歳)	基礎賦課分	(前年中の総所得金額等－基礎控除4 3万円) × 6.67%	35,100円 × 人数	6 5 万円	7,119,240	13.7	6,893,050	13.5	▲ 226,190
後期高齢者支援金等賦課分現年賦課分 (0～74歳)	後期支援分	(前年中の総所得金額等－基礎控除4 3万円) × 2.69%	10,700円 × 人数	2 4 万円	618,100	1.1	707,370	1.4	89,270
介護納付金賦課分滞納繰越分 (40～64歳)	介護納付金分	(前年中の総所得金額等－基礎控除4 3万円) × 1.49%	11,500円 × 人数	1 7 万円	2,495,800	4.9	2,521,680	4.9	25,880
後期高齢者支援金等賦課分滞納繰越分 (40～64歳)					356,800	0.6	331,290	0.6	▲ 25,510
退職分国民健康保険料		基礎賦課分（医療分） ····· 国民健康保険の医療費に充てる			55,700	0.1	56,490	0.1	790
基礎賦課分（医療分）現年賦課分		後期高齢者支援金等賦課分 ··· 後期高齢者医療制度の費用に充てる			179,200	0.4	176,990	0.4	▲ 2,210
介護納付金賦課分現年賦課分		介護納付金賦課分 ····· 介護保険制度の費用に充てる							
後期高齢者支援金等賦課分現年賦課分		基本は基礎賦課分と後期高齢者支援金等賦課分の所得割と均等割が賦課される。			160	0.0	130	0.0	▲ 30
基礎賦課分（医療分）滞納繰越分		40～64歳は介護納付金賦課分の所得割と均等割が加えられる。賦課額には限			2	0.0	0	0.0	▲ 2
介護納付金賦課分滞納繰越分		度があり、1世帯の限度額は最高106万円。			2	0.0	0	0.0	▲ 2
後期高齢者支援金等賦課分滞納繰越分					2	0.0	0	0.0	▲ 2
国庫支出金					94	0.0	85	0.0	▲ 9
総務費国庫補助金		デジタル基盤改革（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）に 対する補助金や社会保障・税番号制度に係る経費（マイナンバーカードの健康保 険証利用に係る経費）に対する補助金			25	0.0	15	0.0	▲ 10
健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金		出産育児一時金が令和5年度から8万円引上げが行われることに伴 い、令和5年度に限り1件あたり5千円が交付			35	0.0	30	0.0	▲ 5
災害臨時特例補助金		東日本大震災被災者の免除された保険料・一部負担金に対する補助 金							
					18,020	0.0	483,190	1.0	465,170
					1,500	0.0	—	—	—
					180	0.0	210	0.0	30



議題3 令和6年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

5. 総括表（歳入）その2

単位:千円 %

区分	概要	令和5年度 当初予算額	構成比	令和6年度 当初予算額	構成比	前年度比
県支出金		35,401,000	68.2	34,487,900	67.3	▲ 913,100
健康増進事業補助金	慢性腎臓病重症化予防事業に対して支払われる補助金	19,222	0.0	17,755	0.0	▲ 1,467
保険給付費等交付金	保険給付費等を賄うための交付金	35,381,778	68.2	34,470,145	67.3	▲ 911,633
普通交付金	保険給付費（出産育児諸費・葬祭費・傷病手当金除く）に応じて交付(100%)	34,650,430	66.7	33,729,960	65.8	▲ 920,470
特別交付金	保険者の経営努力の評価指標や、市町村の特別な事情に応じて交付。 また、特定健康診査等事業費に係る国県の負担分。	731,348	1.4	740,185	1.4	8,837
財産収入	国民健康保険財政調整基金の運用収入	100	0.0	100	0.0	0
繰入金		5,513,800	10.6	5,388,300	10.5	▲ 125,500
一般会計繰入金	一般会計からの繰入金	5,372,800	10.3	5,380,300	10.5	7,500
保険基盤安定繰入金	低所得者の保険料軽減のための繰入金	2,075,501	4.0	2,182,626	4.3	107,125
(保険料軽減分)	軽減後の保険料と平均的な保険料の差（軽減相当額）に対する繰入金（県：市=3：1）	1,231,928	2.4	1,328,052	2.6	96,124
(保険者支援分)	軽減額や軽減世帯数に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	843,573	1.6	854,574	1.7	11,001
未就学児均等割保険料繰入金	未就学児に係る均等割保険料の軽減額に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	28,586	0.1	29,403	0.1	817
職員給与費等繰入金	総務費（人件費等）に対する繰入金	848,661	1.6	956,434	1.9	107,773
産前産後保険料繰入金	被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料の軽減額に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	—	—	7,614	0.0	7,614
出産育児一時金等繰入金	出産育児一時金支給額に対する繰入金（2／3）	100,000	0.2	94,000	0.2	▲ 6,000
国保財政安定化支援事業繰入金	低所得者・病床・高齢者が多い場合に許される繰入金	72,052	0.1	74,223	0.1	2,171
その他一般会計繰入金	单年度収支の赤字に対する繰入金	2,248,000	4.3	2,036,000	4.0	▲ 212,000
財政調整基金繰入金	国民健康保険財政調整基金からの繰入金	141,000	0.3	8,000	0.0	▲ 133,000
繰越金		100	0.0	100	0.0	0
諸収入	延滞金、第三者行為に係る納付金、不当利得返還金等	154,300	0.3	176,200	0.3	21,900
歳入合計		51,914,000	100.0	51,223,000	100.0	▲ 691,000



議題3 令和6年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

6. 総括表（歳出）

単位:千円 %

区分	概要	令和5年度 当初予算額	構成比	令和6年度 当初予算額	構成比	前年度比
総務費		866,900	1.7	1,440,000	2.8	573,100
保険給付費		34,844,000	67.1	33,908,000	66.2	▲ 936,000
療養給付費	病気やけがの保険診療で保険者が医療機関に支払う現物給付(7割,8割)※「国保のてびき」P8	30,000,100	57.8	29,000,050	56.6	▲ 1,000,050
療養費	柔整・あんま・針・灸等及び医療機関で10割負担した場合の現金給付 ※P10	282,100	0.5	280,050	0.5	▲ 2,050
審査支払手数料	レセプトの審査に対して千葉県国保連合会へ支払う手数料	70,980	0.2	67,310	0.1	▲ 3,670
高額療養費	医療機関での1ヶ月の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付 ※P15	4,289,900	8.3	4,374,850	8.5	84,950
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付 ※P18	7,000	0.0	7,350	0.0	350
移送費	緊急を要する場合に発生する搬送費用等 ※P13	350	0.0	350	0.0	0
出産育児諸費	出産費の助成（1件 50万円または48万8千円）及び直接払い分の千葉県国保連合会への手数料 ※P12	150,070	0.3	141,060	0.3	▲ 9,010
葬祭諸費	葬祭費の助成（1件 5万円） ※P13	36,000	0.1	36,000	0.1	0
傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給 ※P40	7,500	0.0	980	0.0	▲ 6,520
国民健康保険事業費納付金		15,525,700	29.9	15,218,200	29.7	▲ 307,500
基礎賦課分	保険給付費を賄うために千葉県へ拠出	10,165,860	19.6	10,035,580	19.6	▲ 130,280
後期高齢者支援金等賦課分	後期高齢者支援金を賄うために千葉県へ拠出	3,952,510	7.6	3,822,430	7.5	▲ 130,080
介護納付金賦課分	介護納付金を賄うために千葉県に拠出	1,407,330	2.7	1,360,190	2.7	▲ 47,140
共同事業拠出金		100	0.0	0	0.0	▲ 100
その他共同事業事務費拠出金	退職被保険者にかかる事務処理費用として千葉県国保連合会へ拠出	100	0.0	0	0.0	▲ 100
保健事業費		489,600	0.9	469,800	0.9	▲ 19,800
保健事業費	医療費通知、パンフレットの印刷代等 ※P36、39	15,950	0.0	18,830	0.0	2,880
特定健康診査等事業費	特定健康診査・特定保健指導にかかる費用 ※P35	473,650	0.9	450,970	0.9	▲ 22,680
諸支出金	保険料の還付金、国庫補助金等の精算による返還	87,700	0.2	87,000	0.2	▲ 700
予備費		100,000	0.2	100,000	0.2	0
歳出合計		51,914,000	100.0	51,223,000	100.0	▲ 691,000

